

佐賀県認知症介護研修事業実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は佐賀県とする。ただし、4（1）の認知症介護基礎研修及び4（2）の認知症介護実践者研修、4（3）の認知症介護実践リーダー研修については、知事が指定する法人（以下「指定法人」という。）が実施するものとする。

また、4（4）の認知症介護指導者養成研修については、認知症介護研究・研修センターが実施し、4（5）の認知症介護指導者フォローアップ研修については県が、認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

知事は、事業の実施にあたっては、管内市町、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、医療機関、介護保険施設・事業所等、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、認知症疾患医療センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

（1）認知症介護基礎研修

① ねらい

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることをねらいとする。

② 研修対象者

佐賀県内に所在する介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。標準的カリキュラムは別紙1（1）とする

④ 受講の手続等

受講を希望する者は、研修を実施する指定法人に直接申し込むものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 指定法人は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 知事及び指定法人は、研修修了者について、修了証書番号、交付年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

研修は、eラーニングにより行うものとする。

(2) 認知症介護実践者研修

① ねらい

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与することができるようになることをねらいとする。

② 研修対象者

佐賀県内に所在する介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であつて、次のア、イの要件を満たすもので指定法人が適当と認めた者とする。

ア 認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者

イ 身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であつて、概ね実務経験2年程度の者

③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施するものとし、標準的なカリキュラムは別紙1(2)アのとおりとする。

④ 実習施設

介護保険施設・事業者等の有する施設であつて、指定法人が適切に研修を行うことができるものと認められるもの。

⑤ 受講の手続等

ア 受講を希望する者が所属する事業所は、所属の介護保険施設・事業所等の長の推薦を受けて指定法人の長に申し出るものとする。また、指定地域密着型サービス事業の管理者・計画作成担当者の要件を満たすため、受講を希望する者が所属する事業所は、事業所が所在する介護保険者へ相談のうえ、所属の介護保険施設・事業所等の長の推薦を受けて、介護保険者に提出する。介護保険者の長は、研修受講推薦者を取りまとめ、指定法人の長に申し出るものとする。

イ 指定法人の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、受講者名簿（様式第1号）に登録する。

⑥ 修了証書の交付等

ア 指定法人の長は、研修修了者に対し、修了証書（様式第2号の1）を交付するものとする。

イ 指定法人の長は、研修修了者について、修了証書番号、交付年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿（様式第3号）を作成し、知事へ

提出する。

ウ 知事は、提出された名簿を管理する。

⑦ 実施上の留意事項

ア 指定法人は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力のもとに研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 指定法人は、本研修の実施にあたり、認知症介護実践者研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修に関し必要があると認められる事項について知事に提出するものとする。

ウ 指定法人は、研修終了後、報告に関し必要があると認められる事項について知事に報告するものとする。

(3) 認知症介護実践リーダー研修

① ねらい

事業所全体で認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるチームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担うことができるようになることをねらいとする。

② 研修対象者

佐賀県内に所在する介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過し、指定法人が適当と認めた者とする。

③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施するものとし、標準的なカリキュラムは別紙1（2）イのとおりとする。

④ 実習施設

介護保険施設・事業者等の有する施設であって、指定法人が適切に研修を行うことができると認められるもの。

⑤ 受講の手続等

ア 受講を希望する者が所属する事業所は、所属の介護保険施設・事業所等の長の推薦を受けて指定法人の長に申し出るものとする。また、指定認知症対応型共同生活介護事業所の短期利用共同生活介護の要件を満たすため、受講を希望する者が所属する事業所は、事業所が所在する介護保険者へ相談のうえ、所属の介護保険施設・事業所等の長の推薦を受けて、介護保険者に提出する。介護保険者の長は、研修受講推薦者を取りまとめ、指定法人の長に申し出るものとする。

イ 指定法人の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、受講者名簿

(様式第1号)に登録する。

⑥ 修了証書の交付等

ア 指定法人の長は、研修修了者に対し、修了証書(様式第2号の2)を交付するものとする。

イ 指定法人の長は、研修修了者について、修了証書番号、交付年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿(様式第3号)を作成し、知事へ提出する。

ウ 知事は、提出された名簿を管理する。

⑦ 実施上の留意事項

ア 指定法人は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力のもとに研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 指定法人は、本研修の実施にあたり、認知症介護実践リーダー研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修に関し必要があると認められる事項について知事に提出するものとする。

ウ 指定法人は、研修終了後、報告に関し必要があると認められる事項について知事に報告するものとする。

(4) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～カの全てを満たす者のうち、知事が適当と認めたものとする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士もしくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者(過去において介護保険施設・事業者等に従事していた者も含む)

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 原則として実践リーダー研修修了者であること。又はそれと同等の能力を有すると知事が認めた者

エ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

カ 過去5年以内に介護保険法に基づく行政処分や、高齢者虐待防止法による高齢者虐待の事実が認められたことがない事業所の職員である者

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護従事者が認知症についての理解のもと、本

人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防することができるよう、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することができる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業所等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようになることを目的として認知症介護研究・研修センター等において実施される認知症介護指導者養成研修を受講させるものとする。

③ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターの研修要項に基づき行う。

④ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 知事及び認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

（５）認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次の要件の全てを満たす者のうち、知事が適当と認めたものとする。

ア （ア）認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

（イ）認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

のいずれかの要件に該当する者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後１年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として認知症介護研究・研修センターにおいて実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターの研修要項に基づき行う。

④ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 知事及び認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作

成し管理する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 佐賀県痴呆介護研修事業実施要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 痴呆性老人処遇技術研修事業実施要綱（昭和60年9月5日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

実践者 第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、当該法人が佐賀県知事の指定を受けて行う厚生労働省の定める認知症介護実践研修（実践者研修）を修了したことを証します。

年 月 日

指定法人名

○ ○ ○ ○

実践リーダー 第 号

修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、当該法人が佐賀県知事の指定を受けて行う厚生労働省の定める認知症介護実践研修（実践リーダー研修）を修了したことを証します。

年 月 日

指定法人名

○ ○ ○ ○

(別紙1)

(1) 認知症介護基礎研修 標準カリキュラム 自習3時間(180分) (確認テスト含む)

科目	目的	内容	時間数	区分
認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、症状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識とそれらを踏まえた実際の対応方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く現状 ・具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方 ・認知症の人を理解するために必要な基礎的知識 ・認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点 	150分程度	自学習(eラーニング)

(2) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム

ア 認知症介護実践者研修 講義・演習24時間(1,440分) 実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本				
(1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	認知症の人が望む生活を実現するため、認知症ケアの歴史的変遷や認知症ケアの理念、認知症の原因疾患、中核症状、行動・心理症状(BPSD)の発症要因、認知症ケアの倫理や原則、認知症の人の意思決定支援のあり方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアの理念と我が国の認知症施策 ・認知症に関する基本的知識 ・認知症ケアの倫理 ・認知症の人の意思決定支援 ・自己課題の設定 	180分	講義・演習

(2) 生活支援のためのケアの演習1	食事・入浴・排泄等の基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有する能力に応じたケアとしての生活環境づくりやコミュニケーションを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援のためのケア 認知症の生活障害 認知症の人の生活環境づくり 中核症状の理解に基づくコミュニケーション 生活場面ごとの生活障害の理解とケア 	300分	講義・演習
(3) QOLを高める活動と評価の観点	認知症の人の心理的安定やQOL（生活・人生の質）向上を目指す活動に関する基本的知識、展開例、評価の観点と方法について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> アクティビティの基礎的知識と展開 心理療法やアクティビティの評価方法 	60分	講義・演習
(4) 家族介護者の理解と支援方法	在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や心理、介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護者の理解 家族介護者の心理 家族介護者の支援方法 	90分	講義・演習
(5) 権利擁護の視点に基づく支援	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の基本的知識 権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束 権利擁護のための具体的な取組み 	90分	講義・演習
(6) 地域資源の理解とケアへの活用	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるための地域資源の開発の提案が	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割 インフォーマルな地域資源活用 	120分	講義・演習

	できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーマルな地域資源活用 ・地域資源としての介護保険施設・事業所等 		
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践				
(1) 学習成果の実践展開と共有	認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人本人の声を聴く（自施設・事業所における実践） ・事例収集（自施設・事業所における実践） ・中間課題の発表と共有 	60分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習2（行動・心理症状）	認知症の行動・心理症状（BPSD）が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・行動・心理症状（BPSD）の基本的理解 ・行動・心理症状（BPSD）の発症要因とケアの検討（事例演習） ・行動・心理症状（BPSD）の評価 ・生活の質の評価 	240分	講義・演習
(3) アセスメントとケアの実践の基本	認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状のアセスメントを行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人のアセスメントの基礎的知識 ・観察の方法とポイント ・アセスメントの実際（事例演習） ・実践計画作成の基 	300分	講義・演習

		<p>礎的知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践計画作成の展開（事例演習） ・ 実践計画の評価とカンファレンス 		
3 実習				
(1) 職場実習の課題設定	<p>認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場実習のねらい ・ 対象者選定 ・ 課題設定 ・ 4週間の行動計画の作成 	240分	講義・演習
(2) 職場実習（アセスメントとケアの実践）	<p>研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントの内容をもとに、認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習の準備 ・ 実習の開始 ・ 報告準備 	4週間	実習
(3) 職場実習評価	<p>アセスメントやケア実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場および自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場実習報告 ・ ケア実践計画の評価 ・ 職場への報告と展開 	180分	講義・演習

イ 認知症介護実践リーダー研修 講義・演習31時間(1,860分) 実習：課題
設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ420分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割とこの研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> 実践リーダーの役割 実践リーダー研修の概要 実践リーダーとしての課題の明確化 	90分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的理解	一人の「人」としての理解を踏まえつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解し、ケアができるよう、最新かつ専門的な知識を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する理解 原因疾患別の捉え方のポイント 医学的視点に基づいた介入 認知症を取りまく社会的課題 	120分	講義・演習

(2) 施策の動向と地域展開	認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できる知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の変遷 ・認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容 ・地域における認知症ケア関連施策の展開 	210分	講義・演習
3 認知症ケアにおけるチームケアとマネジメント				
(1) チームケアを構築するリーダーの役割	チームの構築や活性化のため、チームリーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることを自覚する。次に、チームにおける目標や方針の設定の必要性を理解し、目標をふまえた実践の重要性と展開方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームの意味や目的、種類 ・チームの構築及び活性化するための運用方法 ・チームの目標や方針の設定と展開方法 	180分	講義・演習
(2) ストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして介護職員等のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性 ・ストレスマネジメントの方法 	120分	講義・演習
(3) ケアカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、ケアカンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義 ・ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション ・効果的なケアカンファレンスの展開 	120分	講義・演習

(4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	多職種・同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性（まとめ） ・認知症ケアにおけるチームの種類と特徴 ・施設・在宅での認知症ケアにおけるチームアプローチの方法 	180分	講義・演習
4 認知症ケアの指導方法				
(1) 職場内教育の基本視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解し、職場内教育の種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成における介護職員等のとらえ方 ・指導者のあり方の理解 ・人材育成の意義と方法 ・職場内教育の意義 ・職場内教育（OJT）の実践方法 	240分	講義・演習
(2) 職場内教育（OJT）の方法の理解	介護職員等への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内教育（OJT）における指導技法 ・指導における活用と留意点 	240分	講義・演習
(3) 職場内教育（OJT）の実践	これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状（BPSD）、アセスメントとケアの実践などの具体的場面において、どのように活用していけば良いか、演習を通じて体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画（事例演習） ・行動・心理症状（BPSD）への介護に関する指導（事例演習） ・アセスメント及びケアの実践に関する計画立案の指導方法（事例演習） ・自己の指導の特徴の振り返り 	360分	講義・演習
5 認知症ケア指導実習				

(1) 職場実習 の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解 ・介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案 ・実習計画の立案 	240 分	講義 ・ 演習
(2) 職場実習	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア能力の評価と課題の設定・合意 ・指導目標の立案方法の理解 ・指導目標に応じた指導計画の作成 ・指導計画に応じた指導の実施 	4 週間	講義 ・ 演習
(3) 結果報告	職場実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察 ・認知症ケア指導に関する方向性の明確化 	420 分	講義 ・ 演習
(4) 職場実習 評価				